

◇番号：202301

◇研究機関名	福島大学	◇不正の種別	架空請求（カラ出張）
◇不正が行われた年度	平成 24 年度～令和 4 年度	◇最終報告書提出日	令和 5 年 6 月 13 日
◇不正に支出された研究費の額	996,280 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和 4 年度福島大学の内部監査において、神戸へ日帰り出張した翌日に東京日帰り出張を行うなど、連日する遠方へのお出張において、用務地へ宿泊する方が経済的・効率的であるにもかかわらず、深夜に帰宅し早朝に出発するなど、非現実的な日帰り出張が度々行われており、出張行程に疑義が生じたことから、出張先の団体等に事実確認を求めたところ、複数の団体等から「出張の事実が確認出来ない。」旨の回答があったため、監査室長が令和 4 年 11 月 15 日に福島大学の通報窓口（総務課長）に通報した。

【調査に至った経緯等】

通報内容を確認した学長が、不正使用が存在すると思料したことから、国立大学法人福島大学教育研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱細則（以下、「細則」という。）第 4 条第 3 項による予備調査は実施せず、細則第 5 条第 1 項に基づき、調査委員会を設置した。

◇調査

【調査体制】

- ・調査委員会（学内委員 5 名、学外委員（弁護士、公認会計士）2 名）を設置して調査を実施した。

【調査内容】

- ・調査期間
令和 4 年 12 月 19 日～令和 5 年 3 月 14 日
- ・調査対象
調査対象者：当該教員
調査対象経費：平成 22 年度～令和 4 年度における当該教員が支出等に関連した全ての財源
- ・調査方法
書面調査、出張先機関への照会、当該教員へのヒアリング

◇調査結果

【不正の種別】

架空請求（カラ出張）

【不正の具体的な内容】

- ・動機、背景
当該教員は、韓国の研究用図書を大学のシステムを通して購入すると割高になり研究費が不足するとして、旅費の架空請求を行い研究用図書の購入に充てたとしている。さらに、年度末の予算執行締め切り後に図書が必要になる場合に備え、不正に領得した旅費を自らの口座にストックした。
- ・手法
学会等の案内をインターネット等で入手し架空請求を行い、虚偽の出張報告書を提出することにより大学から旅費を領得していた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費 助成事業	799,640 円	平成 26 年度、 令和元、3、4 年度	1 人
寄附金	144,940 円	平成 28 年度	1 人
学内予算	51,700 円	平成 24、26 年度	1 人
計	996,280 円		1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

・私的流用の有無

当該教員からは、私的流用ではない旨領収書の提出（書籍 72 件、490,162 円）があったが、不正に支払われた旅費は、自身の給与が振り込まれる私的預金口座に振り込まれており、当該課題の研究目的に使用されたことなどその用途特定が困難なことから、不正使用の全額を私的流用があったと認定した。研究費で書籍を購入する場合、大学の資産として取り扱われるが、不正に取得した旅費で購入したとする書籍を福島大学に寄附手続きをすることなく教員個人で所蔵・使用しており、研究用図書として用途を特定することはできない（福島大学では図書を共有資産として取り扱っている。）。更に、提出された領収書のなかには、福島大学に対して既に私金立替払として請求された書籍も含まれており、その他の書籍も私金立替払請求による手続きをすることが可能である。また、当該教員から提出された領収書の各年度の総額は、平成 26 年度、平成 28 年度、令和元年度、令和 3 年度及び令和 4 年度において受給した旅費額未満である。

年 度	旅費支給 額	領収書額	うち私金立 替払請求額		備 考
			私金立替請 求額を除く	私金立替請 求額を除く	
令和 4 年度	249,960 円	45,794 円	45,794 円	0 円	
令和 3 年度	311,480 円	131,296 円	127,976 円	3,320 円	
令和 2 年度	0 円	6,571 円	0 円	6,571 円	科研費旅費の執行無
令和元年度	206,100 円	4,259 円	0 円	4,259 円	
平成 30 年度	0 円	0 円	0 円	0 円	
平成 29 年度	0 円	8,165 円	0 円	8,165 円	
平成 28 年度	144,940 円	193,454 円	58,057 円	135,397 円	
平成 27 年度	0 円	8,051 円	0 円	8,051 円	
平成 26 年度	64,200 円	10,785 円	0 円	10,785 円	
平成 25 年度	0 円	0 円	0 円	0 円	科研費交付無
平成 24 年度	19,600 円	81,787 円	0 円	81,787 円	科研費交付無
合計	996,280 円	490,162 円	231,827 円	258,335 円	

※領収書のうち私金立替請求されたものは、当該教員が既に研究費を財源として請求済みであり、不正に領得した旅費を財源として購入したとする主張と矛盾しているため、領収書額から私金立替請求額を除いた。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

国立大学法人福島大学内部監査規程第 14 条に基づき実施した証拠書類の実査（旅行伺兼旅行命令簿、旅費計算書、出張報告書、用務に関する資料（学会の案内等）の確認）により、開催方式が対面から WEB に変更となったり、日程変更があったりしたにも拘わらず当初の予定のまま申請及び出張報告がなされていたもの、出張先への事実確認の調査の結果、具体的な証拠（出張事実がない旨の回答書）が確認さ

れたこと、及び当該教員が旅費の不正受給について事実を認めていることから、平成24年5月から令和4年7月までの間、当該教員が架空の旅費を請求し、合計44件、996,280円の旅費を不正に領得していたと認定した。

なお、調査対象期間（H22～R4）の全出張166件についての詳細は、適正6件（204,480円）、不正44件（996,280円）、不明79件（2,703,298円）、連絡先不明により調査を実施しなかったもの37件（1,238,000円）となっている。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

<当該教員の倫理観の欠如>

福島大学においては、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づき作成したコンプライアンス教育用テキストを使用し、毎年、部局責任者によるコンプライアンス教育、及び理解度調査を実施（正答率80%未満の場合は再受講）している。当該教員は毎年コンプライアンス教育を受講し、理解度調査及び教育研究費の管理・運営に関する誓約書を提出していた。しかし、今回のような研究費の不正使用を行った背景には、当該教員の研究倫理及び行動規範遵守の意識の欠如があった。

<制度運用面の問題>

出張旅費の精算時においては、用務に関する資料として事前に手に入れることができる学会のプログラム等により確認を行っていたが、学会参加証等の用務実態を証明する書類の提出は必須としておらず、用務実態の確認は行われていなかった。

【再発防止策】

1) 出張報告における牽制体制の強化

- ・現状は、旅行伺い時（出張前）に学会や会議の開催通知、プログラム、訪問相手先へのアポイントメールの写し等を提出させ、出張後は出張報告書を提出させているが、今回の事案を踏まえ、出張後については出張報告書の他、学会参加証、学会のレジュメ、用務先の写真、相手方のサイン、調査ノート等の写し等、用務遂行が確認できる資料いずれか1つの提出を必須とし、用務実態の確認を確実に行う。
- ・出張報告書に出張内容を詳細に記載するよう注意書きを追加するとともに、記載内容の点検強化を図る。

2) 監査の強化

これまでは、交付額の多い研究課題や旅費や謝金の執行額・執行割合が多い研究課題から抽出し監査を実施していたため、例年ほぼ同じ教員が監査対象となっていた。さらに、旅費については出勤簿との整合性の確認が中心となっていた。

今回の事案を受け、今後は次の2点を内部監査に採り入れ、監査の強化を図る。

- ・内部監査において、出張の頻度、出張先、出張件名等に着目して対象を抽出し重点的に取り組む。
- ・出張の事実確認を無作為で実施することを周知する。

3) コンプライアンス教育

- ・教職員全員にコンプライアンス教育の実施及び理解度調査の提出を毎年行っているところではあるが、①不正使用が認められた者については福島大学職員就業規則に基づき懲戒処分を行うとともに氏名等を公表すること、②今回の事案を受け、全教職員の出張について出張報告時の提出書類に用務実態が確認できる書類等が追加となること、③出張の事実確認を無作為で行うことの3点について各種会議などにおいて周知・徹底する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

国立大学法人福島大学職員就業規則に基づき、令和5年7月26日付けで当該職員を諭旨解雇処分とした。

・本件の公表状況

令和5年7月28日に記者会見を行うとともに、福島大学ホームページに公表した。（氏名公表あり）